

茨城県規則第28号

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋本 昌

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則（平成19年茨城県規則第84号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第35条」に、「第31条・第32条」を「第36条・第37条」に改める。
第3条第2項第1号中「あつては、」の次に「その」を加える。

第5条第1項第4号中「第12条第4項第2号」の次に「第22条第2号、第33条第1項第7号及び第34条第1項第7号」を加え、「同法第3条第1項の許可（同号において「許可」という。）を「許可（同法第3条第1項の許可をいう。第12条第4項第2号、第22条第2号、第33条第1項第7号及び第34条第1項第7号において同じ。）」に改め、同項第5号中「第12条第4項第3号」の次に「第22条第3号、第33条第1項第8号及び第34条第1項第8号」を加え、「同法第21条第1項の登録（同号において「登録」という。）を「登録（同法第21条第1項の登録をいう。第12条第4項第3号、第22条第3号、第33条第1項第8号及び第34条第1項第8号において同じ。）」に改める。

第12条第4項第6号中「指定処理施設等の設置に係る工事の」及び「指定処理施設等の」を削り、同項に次の4号を加える。

- (7) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名及び住所
- (8) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、それらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (9) 申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称）及び住所
- (10) 申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名及び住所

(1) 指定処理施設等の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

第12条第5項第4号中「係る資金に関する計画書」を「要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、同項第11号を同項第16号とし、同項第8号の次に次の7号を加える。

- (9) 申請者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及

び納付済額を証する書類

- (11) 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (12) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し並びにその役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書
- (13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があつては、それらの者の住民票の写し並びにそれらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
- (14) 申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し並びにその法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し並びにその役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項の登記事項証明書）
- (15) 申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し並びにその者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書

第12条に次の1項を加える。

- 6 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第9号に掲げる書類に代えて当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

第32条中「第15条第3項」を「第19条第3項」に改め、同条を第37条とする。

第31条中「様式第16号」を「様式第17号」に改め、同条を第36条とする。

第30条第1項中「第19条第3項」を「第19条第4項」に、「様式第15号」を「様式第16号」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 相続人が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
 - (8) 相続人に第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所
- 第30条第2項中「住民票の写し及び相続人であることを証する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (3) 指定処理施設等の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書
- (4) 届出者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

- (5) 相続人が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し並びにその法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し並びにその役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項の登記事項証明書
- (6) 相続人に第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し並びにその者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書

第30条を第35条とする。

第29条第1項中「様式第14号」を「様式第15号」に改め、同項第1号中「氏名又は」及び「法人にあつては、その」を削り、同項第5号を同項第11号とし、同項第4号を同項第10号とし、同項第3号中「年月日」を「時期」に改め、同号を同項第9号とし、同項第2号の次に次の6号を加える。

- (3) 指定処理施設等の設置の場所
- (4) 指定処理施設等の種類
- (5) 許可の年月日及び許可番号
- (6) 申請者が行っている事業の種類
- (7) 申請者が建設業者である場合にあつては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号
- (8) 申請者が解体工事業者である場合にあつては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号

第29条第1項に次の4号を加える。

- (12) 役員の氏名及び住所
- (13) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあつては、それらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (14) 第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名及び住所
- (15) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人に係る次に掲げる事項
- ア 名称及び住所並びに代表者の氏名
- イ 役員となる者の氏名及び住所
- ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合にあつては、それらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主となる者の有する株式の数又は当該出資をしている者となる者のなした出資の金額
- エ 第17条に規定する使用人となる者がある場合にあつては、その者の氏名及び住所

第29条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 合併契約書又は分割契約書の写し

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該指定処理施設等を承継する法人が条例第12条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

イ 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

ウ 役員の住民票の写し並びに役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書

エ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあっては、それらの者の住民票の写し並びにそれらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）

オ 第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し並びにその者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書

カ 現に行っている事業の概要を説明する書類

(3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人に係る次に掲げる書類

ア 当該指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

イ 当該指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書

ウ 役員となる者の住民票の写し

エ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合にあっては、それらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）

オ 第17条に規定する使用人となる者がある場合にあっては、その者の住民票の写し第29条第2項中第4号から第8号までを削り、第9号を第4号とし、同条に次の1項を加える。

3 第12条第6項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第12条第6項中「前項第9号」とあるのは、「前項第2号ア」と読み替えるものとする。第29条を第34条とする。

第28条第1項中「様式第13号」を「様式第14号」に改め、同項に次の7号を加える。

(6) 申請者が行っている事業の種類

(7) 申請者が建設業者である場合にあっては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号

- (8) 申請者が解体工事業者である場合にあつては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号
- (9) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名及び住所
- (10) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、それらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (11) 申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
- (12) 申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名及び住所第28条第2項各号を次のように改める。
 - (1) 当該指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (2) 当該指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあつては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書
 - (3) 申請者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (4) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (5) 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (6) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し並びにその役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書
 - (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、それらの者の住民票の写し並びにそれらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書）
 - (8) 申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し並びにその法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し並びにその役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項の登記事項証明書）
 - (9) 申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し並びにその者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

第28条に次の1項を加える。

3 第12条第6項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第12条第6項中「前項第9号」とあるのは、「前項第3号」と読み替えるものとする。

第28条を第33条とする。

第27条中「第18条第2項」を「第18条第3項」に、「次に掲げる事項を茨城県報に登載すること」を「許可を取り消した後速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法」に改め、同条各号を削り、同条を第32条とする。

第26条を第31条とする。

第25条中「様式第12号」を「様式第13号」に改め、同条を第30条とする。

第24条を第29条とする。

第23条中「様式第10号」を「様式第11号」に、「様式第11号」を「様式第12号」に改め、同条を第28条とする。

第22条を第27条とし、第21条を第26条とし、第20条を第25条とする。

第19条第1項第5号中「変更の」を「第20条に規定する軽微な変更をした場合又は条例第12条第2項第1号に掲げる事項若しくは前条に規定する事項に変更があった」に改め、「その」の次に「変更の」を加え、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「住民票の写し」の次に「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書」を加え、同号を同項第1号とし、同項第3号を削り、同項第4号中「第16条第4号」を「第20条第4号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 前条第7号アからエまでに掲げる者に変更があった場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し並びに当該変更後の者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項の登記事項証明書（当該変更後の法定代理人が法人である場合にあってはその登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し並びに当該変更後の役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項の登記事項証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあってはその登記事項証明書）

第19条第2項中第7号を第6号とし、同条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第14条第4項の規定による欠格要件に係る届出）

第24条 条例第14条第4項の届出は、条例第13条第1項第4号アからカまで又はケからサまで（同号ケからサまでに掲げる者にあつては、同号キ又はクに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至った日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した指定処理施設等設置者の欠格要件に係る届出書（様式第10号）を知事に提出して行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 指定処理施設等の設置の場所

(3) 指定処理施設等の種類

(4) 条例第12条第1項の許可の年月日及び許可番号

(5) 条例第13条第1項第4号アからカまで又はケからサまで（同号ケからサまでに掲げる者にあつては、同号キ又はクに係るものを除く。）のうち該当するに至ったもの（次号において「欠格要件」という。）及び該当するに至った具体的事由

(6) 欠格要件に該当するに至った年月日

第18条中「第12条第4項」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者が行っている事業の種類
- (2) 申請者が建設業者である場合にあっては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号
- (3) 申請者が解体工事業者である場合にあっては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号
- (4) 指定処理施設のうち焼却施設及び特定小型焼却施設にあっては、汚泥、焼却灰等の処分方法
- (5) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- (6) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- (7) 指定処理施設等設置者に係る次に掲げる者
 - ア 役員
 - イ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
 - ウ 条例第13条第1項第4号ケの法定代理人
 - エ 第17条に規定する使用人

第18条を第22条とする。

第17条第1項に次の1号を加える。

- (8) 第12条第4項第7号から第10号までに掲げる事項

第17条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 変更後の指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- (5) 変更後の指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (6) 第12条第5項第1号、第2号及び第11号から第15号までに掲げる事項

第17条を第21条とする。

第16条第1号中「第12条第2項第5号の」を「第12条第2項の申請書に記載した」に改め、「変更後のもの」の次に「。以下この号において同じ。」を加え、「変更される」を「増大する」に改め、同条第2号中「第12条第2項第5号の面積に係る変更」を「第12条第2項の申請書に記載した面積（当該面積に係る変更について条例第14条第1項の許可を受けた場合にあっては、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であって、当該変更によって面積が10パーセント以上増加するに至るもの」に改め、同条第4号ア中「又は分離設備」を「、分離設備又は発酵槽」に改め、同条を第20条とする。

第15条第3項及び第4項中「き損」を「毀損」に改め、同条を第19条とする。

第14条を第18条とする。

第13条中「第13条第1項」を「第13条第1項第1号」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第14条 条例第13条第1項第2号（条例第14条第2項において準用する場合を含む。）の規

則で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

(指定処理施設等を設置しようとする者の能力の基準)

第15条 条例第13条第1項第3号(条例第14条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定処理施設等の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 指定処理施設等の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(条例第13条第1項第4号ウの生活環境の保全を目的とする法令)

第16条 条例第13条第1項第4号ウの規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染防止法
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
- (4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- (5) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- (6) 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)

(条例第13条第1項第4号カ、コ及びサの規則で定める使用人)

第17条 条例第13条第1項第4号カ、コ及びサの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

別表第1 1 指定処理施設等のすべてに共通する技術上の基準の項中「すべて」を「全て」に改め、同表 3 指定処理施設の技術上の基準の項の表 5の項中「(昭和45年法律第136号)」を削る。

別表第2中「第20条」を「第25条」に改め、1 指定処理施設等のすべてに共通する技術上の基準の項中「すべて」を「全て」に改め、同表 4 積替保管施設の技術上の基準の項第2号中「種類ごと」の次に「(複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合を除く。)、排出事業者ごと、処分方法ごと及び処分先ごと」を加え、「(複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合を除く。)」を削る。

様式第4号を次のように改める。

指定処理施設等設置許可申請書		年 月 日
茨城県知事 殿		
申請者 住 所 氏名又は名称 （法人にあつては、その代表者の氏名） 電話番号		
茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第12条第1項の規定により、指定処理施設等の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
指定処理施設等の設置の場所		
指定処理施設等の種類		
指定処理施設等において処理する産業廃棄物の種類		
設置に係る工事の着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
指定処理施設等の処理能力（積替保管施設にあつては、積替え又は保管の用に供する場所の面積）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 供用面積 m^2	
△指定処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	指定処理施設等の位置	
	指定処理施設等の処理方式	
	指定処理施設等の構造及び設備（積替保管施設にあつては、産業廃棄物を保管するための設備を含む。）	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項	
	火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積	
	その他指定処理施設等の構造等に関する事項	
△指定処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量	
	積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量	
	その他指定処理施設等の維持管理に関する事項	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本 籍
		割 合	住 所

法定代理人（申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住 所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

第17条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

添付書類 及び図面	1 指定処理施設等の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 2 指定処理施設等の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書
--------------	--

(第4面)

3	指定処理施設等の位置図（縮尺が2万5千分の1以上1万分の1以下のものに限る。）
4	指定処理施設等の付近の見取図
5	指定処理施設等を設置する土地の登記事項証明書及び公図の写し
6	指定処理施設等の配置図（縮尺が500分の1程度のものに限る。）
7	指定処理施設等の処理工程図
8	指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書
9	申請者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
10	申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
11	申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
12	申請者が法人である場合にあつては、その役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
13	申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があつては、それらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書）
14	申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあつては、その法定代理人住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書並びにその役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）
15	申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
16	その他知事が必要と認める書類及び図面

注1 ※の欄には、記入しないこと。

2 指定処理施設等の種類の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。

3 指定処理施設等の処理能力（積替保管施設にあつては、積替え又は保管の用に供する場所の面積）の欄は、処理する産業廃棄物の種類ごとに記入すること。全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

4 申請者が行っている事業の種類欄には、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による分類を記入すること。

5 火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積の欄並びに汚泥、焼却灰等の処分方法の欄は、指定処理施設のうち焼却施設及び特定小型焼却施設の場合に記入すること。

6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量の欄は、指定処理施設及び特定小型焼却施設の場合に記入すること。

7 積替保管施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量の欄は、積替保管施設の場合に記入すること。

8 △の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1) 指定処理施設等の構造及び設備については、当該指定処理施設等の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法に係る処理系統図

9 指定処理施設等において処理された産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、委託契約書の写しを添付すること。

10 「役員（申請者が法人である場合）」から「第17条に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

11 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

12 正本1部及び副本2部を提出すること。

※手数料欄

様式第5号中「第14条第1項」を「第18条第1項」に改める。

様式第6号中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

様式第7号中「第15条第3項」を「第19条第3項」に、「き損」を「毀損」に改める。

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

指定処理施設等変更許可申請書			
茨城県知事 殿		年 月 日	
申請者 住 所 氏名又は名称 （法人にあつては、その代表者の氏名） 電話番号			
茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第1項の規定により、指定処理施設等の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
指定処理施設等の設置の場所			
指定処理施設等の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	指定処理施設等において処理する産業廃棄物の種類		
	指定処理施設等の処理能力（積替保管施設にあつては、積替え又は保管の用に供する場所の面積）	変更後 $m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 供用面積 m2	変更前 $m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 供用面積 m2
	△指定処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画		
	△指定処理施設等の維持に関する計画		
	変更の理由		
変更に係る工事の着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

(第2面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本 籍
		割 合	住 所
法定代理人 (申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所

(第3面)

役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住	所
第17条に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住	所
添付書類 及び図面	1 第12条第2項第3号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、変更後の指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書 2 第12条第3項第2号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類 3 指定処理施設等の処理工程に変更がある場合にあつては、変更後の処理工程図 4 変更後の指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類 5 変更後の指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 6 第12条第5項第1号、第2号及び第11号から第15号までに掲げる事項 7 その他知事が必要と認める書類及び図面		
注1 ※の欄には、記入しないこと。 2 「指定処理施設等の種類」の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。 3 △の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。 (1) 指定処理施設等の構造及び設備に変更がある場合にあつては、変更後の当該指定処理施設等の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合にあつては、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合にあつては、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合にあつては、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類に係る変更後の数値 4 △印の欄に全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。こと。 6 「役員 (申請者が法人である場合)」から「第17条に規定する使用人」までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。 8 正本1部及び副本2部を提出すること。			
※手数料欄			

（表面）

指定処理施設等変更等届出書 茨城県知事 殿		年 月 日	
届出者 住 所 氏名又は名称 （法人にあっては、その代表者の氏名） 電話番号			
指定処理施設等を軽微変更等（廃止・休止・再開）したので、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
指定処理施設等の設置の場所			
指定処理施設等の種類			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
変更の内容	△軽 微 な 変 更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則第22条に掲げる事項の変更（同条第7号関係は除く。）		
	第22条第7号アからエまでに掲げる者の変更		
	（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	（ふりがな） 名 称		
	（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	
	役 職 名 ・ 呼 称		
指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開の理由		（廃止・休止・再開の別）	
指定処理施設等の廃止又は休止若しくは再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			

(裏面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 条例第12条第2項第1号に掲げる事項に変更があった場合において、同条第1項の許可を受けた者が、個人であるときは住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人であるときは定款及び登記事項証明書2 第12条第2項第3号に掲げる事項に変更がある場合（第20条第4号に掲げる変更がある場合を除く。）にあつては、変更後の指定処理施設等の処理能力及び構造を明らかにする設計計算書3 第12条第3項第1号又は第3号に掲げる事項に変更があった場合にあつては、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類4 指定処理施設等の処理工程に変更があった場合にあつては、変更後の処理工程図5 第22条第7号アからエまでに掲げる者に変更があった場合にあつては、当該変更後の者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号アに掲げる法定代理人が法人である場合にあつてはその登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、同号ウに掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合にあつてはその登記事項証明書）6 その他知事が必要と認める書類及び図面
注1	<p>※の欄には、記入しないこと。</p> <ol style="list-style-type: none">2 「指定処理施設等の種類」の欄には、脱水施設、乾燥施設、焼却施設等、特定小型焼却施設又は積替保管施設の別を記入すること。3 「△軽微な変更」の欄については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、指定処理施設等の構造及び設備に変更がある場合にあつては、変更後の当該指定処理施設等の構造及び設備を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を含むこと。4 △の欄については、全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記入し、別紙を添付すること。この場合においては、できる限り図面、表等を利用すること。5 「第22条第7号アからエまでに掲げる者の変更」の欄については、当該変更に係る全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。6 変更に係る部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

様式第16号中「第31条」を「第36条」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第13号から第15号までを削る。

様式第12号中「第25条」を「第30条」に改め、同様式を様式第13号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

<p>指定処理施設等譲受等許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名) 電話番号</p> <p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第1項の規定により、指定処理施設等譲受け等の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
譲受け又は借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
指定処理施設等の設置の場所	
指定処理施設等の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
申請者が行っている事業の種類	
申請者が建設業者である場合にあつては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号	行政庁の名称 許可番号
申請者が解体工事業者である場合にあつては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号	行政庁の名称 登録番号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数		株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本 籍
		割 合	住 所
法定代理人 (申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所

役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
第17条に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
添付書類 及び図面	1 当該指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類 2 当該指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書 3 申請者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 4 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 5 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 6 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、それらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書） 8 申請者が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書） 9 申請者に第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 10 その他知事が必要と認める書類及び図面	
注1 申請者が行っている事業の種類は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による分類を記入すること。 2 ※の欄には、記入しないこと。 3 「役員（申請者が法人である場合）」から「第17条に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 5 正本1部及び副本2部を提出すること。		
手数料欄		

<p>指定処理施設等設置者合併等認可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号</p> <p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第2項の規定により、合併（分割）の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>					
①合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名					
②指定処理施設等の設置の場所					
③指定処理施設等の種類					
④許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号				
⑤申請者が行っている事業の種類					
⑥申請者が建設業者である場合にあつては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">行政庁の名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">許可番号</td> <td></td> </tr> </table>	行政庁の名称		許可番号	
行政庁の名称					
許可番号					
⑦申請者が解体工事業者である場合にあつては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">行政庁の名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">登録番号</td> <td></td> </tr> </table>	行政庁の名称		登録番号	
行政庁の名称					
登録番号					
⑧合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名					
⑨合併又は分割の時期					
⑩合併又は分割の理由					
⑪合併又は分割の方法及び条件					
※事務処理欄					

⑩合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人において、第17条に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

添付書類
及び図面

- 1 合併契約書又は分割契約書の写し
- 2 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該指定処理施設等を承継する法人が条例第12条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (2) 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (3) 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (4) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあっては、それらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
 - (5) 第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (6) 現に行っている事業の概要を説明する書類
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 当該指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (2) 当該指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書
 - (3) 役員となる者の住民票の写し
 - (4) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合にあっては、それらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
 - (5) 第17条に規定する使用人となる者がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- 4 その他、知事が必要と認める書類及び図面

注1 申請者が行っている事業の種類欄には、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による分類を記入すること。

2 ※の欄には、記入しないこと。

3 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。

4 ⑬から⑯までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

5 ⑬及び⑯の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

6 正本1部及び副本2部を提出すること。

手数料欄

(表面)

<p>指定処理施設等設置者相続届出書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>茨城県知事 殿</p>	
<p>届出者 住 所 氏 名 電話番号</p>	
<p>指定処理施設等設置者に相続があったので、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	
指 定 処 理 施 設 等 の 設 置 の 場 所	
指 定 処 理 施 設 等 の 種 類	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	
※事 務 処 理 欄	

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	籍所
		住	所
法定代理人 (相続人が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	籍所
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住 所	
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	籍所
	役職名・呼称	住	所
第17条に規定する使用人 (相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	籍所
	役職名・呼称	住	所
添付書類			
1 被相続人との続柄を証する書類			
2 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書, 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類			
3 指定処理施設等の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては, 産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書			
4 届出者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面			
5 相続人が条例第13条第1項第4号ケの未成年者である場合にあつては, その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (法定代理人が法人である場合にあつては, その登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)			
6 相続人に第17条に規定する使用人がある場合にあつては, その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書			
注1 ※の欄には, 記入しないこと。			
2 「相続人」から「第17条に規定する使用人」までの各欄には, 該当する全ての者を記載することとし, 記載しきれないときは, この様式の例により作成した書面に記載して, その書面を添付すること。			
3 この届出書は, 相続の日から30日以内に提出すること。			
4 正本1部及び副本2部を提出すること。			

様式第11号中「第23条」を「第28条」に改め、同様式を様式第12号とする。
様式第10号中「第23条」を「第28条」に改め、同様式を様式第11号とする。
様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号 (第24条関係)

<p>指定処理施設等設置者の欠格要件に係る届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏名又は名称 (法人にあつては、その代表者の氏名) 電話番号</p> <p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
指 定 処 理 施 設 等 の 設 置 の 場 所	
指 定 処 理 施 設 等 の 種 類	
該 当 す る に 至 っ た 欠 格 要 件	
欠 格 要 件 に 該 当 す る に 至 っ た 具 体 的 事 由	
欠 格 要 件 に 該 当 す る に 至 っ た 年 月 日	年 月 日
<p>注 「該当するに至った欠格要件」の欄は、条例第13条第1項第4号アからカまで又はケからサまで（同号ケからサまでに掲げる者にあつては、同号キ又はクに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。</p>	

付 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。